



平戸城 さくらまつり

3月21日(金)
4月13日(日)
午後6時30分～午後9時

○**ところ** 平戸城および亀岡公園
期間中、平戸城および亀岡公園の桜がライトアップされます。
※4月5日(土)・12日(土)限定イベント
▶平戸城まちあるき提灯のレンタル
▶平戸城天守閣の開館延長(～午後8時)
☎ 平戸市観光課 ☎22-9140

3月22日(土)～4月6日(日)
第15回県立田平公園さくらまつり
○**ステージイベント**
3月30日(日)午前10時～午後4時
☎ 田平公園管理事務所 ☎57-0309

地域おこし協力隊活動報告 vol.10 退任のごあいさつ

さいとう みか
齊藤 三花 隊員

令和4年4月、地域おこし協力隊として中部地区に着任し、3月末日で任期が満了となります。3年間ありがとうございました。



地域に「活力を与える存在」になると思い、地域活動支援の中では、農業や子どもたちへ郷土愛を伝える活動、今後へ向けたマニュアル作成など多種多様な活動に取り組みました。

きれいな海・優しい人達に、私自身も元気をもらい、平戸のことが大好きになりました!!

退任後は、縁あって長崎市へ住むことが決まりました。これからも何らかの形で平戸と関わり、このご縁を大切にしていきたいと思っておりますので、見かけたときは声をかけてください。

☎ 企画課移住・定住政策班 ☎22-9105

平戸市ホームページに活動報告を掲載しています▶



ふるや
古家 のぞみ 隊員

この度3月末日をもって地域おこし協力隊を退任することになりました。



この2年間たびら昆虫自然園のガイドを中心に活動し、公民館講座の実施や田平まちづくり協議会の活動にも参加してきました。社会に出て初めての仕事で右も左もわからない中、ご迷惑をおかけすることが多々ありましたが、多くの皆さんに支えられ、育てていただきました。

この豊かな自然あふれる平戸で大好きな昆虫に携わる仕事ができたと感謝しています。

これからも、田平ファンの1人として、遠くからではありますが、応援したいと思います。2年間ありがとうございました。

令和7年 5月～ 盛土規制法 運用開始

盛土等に伴う災害から人命を守るため、危険な盛土等を規制する新たな法律「盛土規制法」が定められました。長崎県では、令和7年5月に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始します。

☎ 長崎県庁盛土対策室 ☎095-894-3133

盛土規制法の概要

盛土規制法(正式名称:宅地造成及び特定盛土等規制法)は、令和3年7月静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、宅地、森林、農地などの土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために定められた法律です。

盛土規制法のポイント

- ① **規制区域を指定します**
盛土等の崩落で、人家などに被害を及ぼす可能性があるエリアを規制区域として指定します。
- ② **新たに盛土等を行う際は許可が必要です**
規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ県知事などの許可が必要となります。
- ③ **盛土等を安全に保つ必要があります**
規制区域内の盛土等が行われた土地(既にあるものも含みます)では、土地所有者などは盛土等を安全に保つ責務があります。
※盛土等とは「切土、盛土、一時的な土石の堆積」を、土地所有者などとは「土地の所有者、管理者、占有者など」を指します。

盛土規制法に基づく規制区域(案)

※平戸市全域が規制区域
※都市計画課にて閲覧できます。

詳細は長崎県盛土対策室ホームページをご覧ください▼



**宅地造成等工事
規制区域**

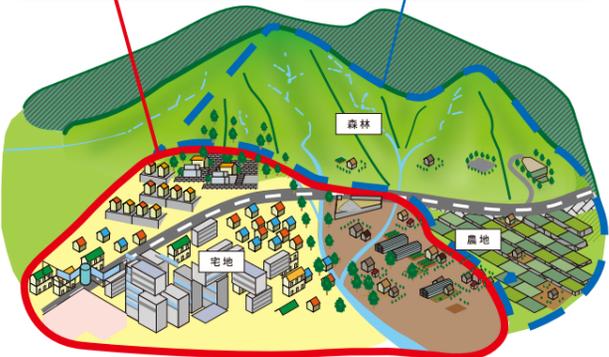
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家などに被害を及ぼしうるエリア。

**特定盛土等
規制区域**

市街地や集落などから離れているものの、地形などから盛土等が行われれば人家などに被害を及ぼしうるエリア。

盛土規制法説明会(一般向け)

- とき** 3月17日(月)午後7時～午後8時
- ところ** 平戸市未来創造館 COLAS平戸ホール(平戸市岩の上町1458番地2)
- 内容** 盛土規制法の概要ほか
※誰でも参加できます。(事前申込不要)



引用元:国土交通省ホームページ「盛土規制法パンフレット」

